



多様化するがん治療を安心サポート！ 上皮内がんも含めた全てのがんを保障！

特徴 1

主契約

抗がん剤治療・放射線治療・手術^{※1}の 3大治療をカバー！

自由診療の抗がん剤治療は基本給付金額の倍額を保障。

※1 手術はⅡ型の場合。

※自由診療とは一般に公的医療保険制度対象外の治療のことをいいます。ここでは、この保険のお支払いの対象となる所定の自由診療(抗がん剤治療)を指します。

特徴 2

特約

先進医療だけでなく、患者申出療養も技術料相当額を保障！ (がんを含むすべての傷病が対象)

先進医療・患者申出
療養特約(21)

*お支払限度は通算2,000万円(先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金の通算)となります。

特徴 3

特約

1年に1回^{※2}を限度に、一時金を何度でも お受け取りいただけます。 2回目以後は通院も対象！

がん診断特約(21)

※2 1年型の場合。

仕組み図(主契約) *主な保障内容およびお支払限度については裏面をご確認ください。

抗がん剤治療[抗がん剤治療給付金]	ホルモン剤による 治療も含む	基本給付金額	Ⅰ型 Ⅱ型	一生涯保障
自由診療による抗がん剤治療[自由診療抗がん剤治療給付金]		基本給付金額×2倍		
がんによる放射線治療[がん放射線治療給付金]		基本給付金額		
がんによる手術[がん手術給付金]		基本給付金額		
がんによる骨髄移植術[がん骨髄移植給付金]		基本給付金額		



付加できる特約 *ご契約時の年齢などにより、お申し込みいただけない場合があります。

先進医療・患者申出療養特約(21) がん先進医療特約 がん診断特約(21) がん通院治療特約
がん入院特約(21) 女性がん手術特約 がん緩和ケア特約

一生涯保障

がん保険料払込免除特約

主契約の保険料払込期間満了まで



がんの保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。
がん責任開始日前にがんが診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているとにかかわらず、ご契約は無効となります。

*先進医療・患者申出療養特約(21)のがん以外の保障については、責任開始期から開始されます。

*基本給付金額とは、主契約の抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金、がん放射線治療給付金、がん手術給付金、およびがん骨髄移植給付金のお支払金額の基準となる金額です。

*同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

**この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

■ がん治療保険(無解約返戻金型)

		お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
商品概要(主契約)	I型	抗がん剤治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、基本給付金額	通算限度なし (同一月に1回)
		自由診療抗がん剤治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合は除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、基本給付金額×2倍	通算24回 (同一月に1回)
		がん放射線治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし (60日に1回)
	II型	がん手術給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし
		がん骨髄移植給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし

* 薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

主な取扱規程(主契約)	契約年齢	給付金額の範囲	
	0歳~75歳	基本給付金額:5万円から30万円(女性は20万円)の範囲内 (自由診療抗がん剤治療給付金:10万円から60万円(女性は40万円)の範囲内) * 自由診療抗がん剤治療給付金は、基本給付金額の倍額給付	
	付加できる特約	払込期間	保険期間
あり(表面参照)	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	終身(更新なし)	

配当金・満期保険金について

■ この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

解約返戻金・死亡保険金について

■ 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金はありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、基本給付金額と同額の解約返戻金または死亡返還金があります。

■ 主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。

生命保険募集人について

■ メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

商品内容の詳細および保険料などについては「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」などを必ずご覧ください。

〈募集代理店〉



〒770-8601
徳島市西船場町2丁目24-1
あわぎん お客さまサポートセンター (平日) TEL:0120-39-8689
(ホームページ) <http://www.awabank.co.jp>

〈引受保険会社〉



住友生命グループ
〒135-0033
東京都江東区深川1-11-12
(メディケア生命コールセンター)

0120-315056

<https://www.medicarelife.com/>

21105314(2021.10.24)

M37D0Z0K21-V1-0000000

2021年10月版